

### 3 取組方針の進捗状況について

- 減災に係る取組方針（ハード，ソフト）
- 主な取組事例（各機関）



水防災意識社会再構築協議会(熊毛地域) 取組状況及び今後について(令和3年2月時点)

施策番号	実施内容	主な取組内容	目標時期	関係機関名	実施済●・実施予定年○						項目番号 課題番号
					H29.3以前	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末	R3年度以降	
◆ハード対策の主な取組内容	洪水を安全に流すためのハード対策	・流化能力対策(河道掘削, 護岸整備等) (甲女川, 湊川, 古川川)	引き続き実施	鹿児島県	●	●	●	●	●	○	R F
			平成30年度から実施 (古川川)				●	●	●	○	
	避難, 水防, 緊急排水等復旧に資する基盤等の整備	・河川情報を提供する危機管理型水位計等の検討・設置	H29年度から実施 (熊毛地域はH31から実施予定)	鹿児島県	●	●	●	●	●	○	B F K
	施設の確実な機能確保	・河川等が有効に機能するよう。寄洲除去・堤防伐採等の推進	引き続き実施	鹿児島県	●	●	●	●	●	○	R
・洪水時に適切な施設運用が出来るよう, 河川管理施設の長寿命化対策		引き続き実施	鹿児島県	●	●	●	●	●	○	L R	

水防災意識社会再構築協議会(熊本地域) 取組状況及び今後について(令和3年2月時点)

施策番号	実施内容	主な取組内容	目標時期	関係機関名	実施済●・実施予定年○						項目番号 課題番号	
					H29.3以前	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末	R3年度以降		
◆ソフト対策の主な取組内容①	円滑かつ迅速な避難のための取組	水害リスク等を踏まえたホットライン(出水時における河川管理者からの情報提供等)の構築を行い、鹿児島地方気象台の発表する予測を含めた雨量情報の提供を行う。(甲女川)	平成30年度から実施	鹿児島県			●	●	●	○	B	
				西之表市			●	●	●	○		
	防災情報の確実な伝達	防災行政無線個別受信機の普及	平成30年度	西之表市			●	●	●	○	A	
				整備済み	中種子町	●	●	●	●	●		○
				平成31年度	南種子町	●	●	●	●	●		○
				整備済み	屋久島町	●	●	●	●	●		○
		消防団による周知・広報	引き続き実施	西之表市	●	●	●	●	●	○	A	
					中種子町	●	●	●	●	●		○
					南種子町	●	●	●	●	●		○
					屋久島町	●	●	●	●	●		○
		エリアメールによる周知・広報	引き続き実施	中種子町	●	●	●	●	●	○	A	
		プッシュ型スマートフォン用アプリの整備(西之表市アプリで検索)	引き続き実施	西之表市		●	●	●	●	○	A	
	Lアラートによるメディアを介した情報発信及び河川砂防システムによる情報発信	引き続き実施	鹿児島県	●	●	●	●	●	○	A		
	適切なタイミングでの情報発信	確実な避難を促すため、避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	平成31年度から実施	鹿児島県				●	●	○	D	
			平成31年度から実施	西之表市				●		○		
			平成31年度から実施	中種子町				●		○		
			平成31年度から実施	南種子町				●		○		
			平成31年度から実施	屋久島町				●		○		
	視覚的にわかりやすい情報発信	水位計や河川カメラ等によるきめ細やかな河川情報の提供	引き続き実施	鹿児島県	●	●	●	●	●	○	E	
浸水区域等のリスク情報の周知	地域住民の確実な避難を行うための浸水実績等の整理・公表	引き続き実施	鹿児島県		●	●	●	●	○	H		
		平成31年度から実施	西之表市						○	P		
	要配慮者利用施設等避難訓練の促進	平成31年度から実施	南種子町				●	●	○			
		平成31年度から実施	屋久島町						○			
浸水区域等のリスク情報の周知	新たな水位周知河川の検討及び指定	平成30年度から実施	鹿児島県	-	-	●	●	●	○	B,H,K		
		平成31年度から実施	西之表市				●	●	○	G		
	浸水範囲内にある避難所及び避難路の見直し検討	引き続き実施	中種子町	●	●	●	●	●	○			
		平成31年度から実施	南種子町				●	●	○			
		平成31年度から実施	屋久島町				●	●	○			

水防災意識社会再構築協議会(熊毛地域) 取組状況及び今後について(令和3年2月時点)

施策番号	実施内容	主な取組内容	目標時期	関係機関名	実施済●・実施予定年○					
					H29.3以前	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末	R3年度以降
◆ソフト対策の主な取組内容②	水防災を意識する社会の醸成のための支援	水防災意識再構築のための啓発活動の実施	引き続き実施	鹿児島県			●	●	●	○
				西之表市			●	●	●	○
				中種子町				●	●	○
				南種子町			●	●	●	○
				屋久島町			●	●	●	○
				鹿児島県気象台			●	●	●	○
		教育機関等と連携した水防災学習・教育の実施	引き続き実施	鹿児島県			●	●	●	○
				西之表市			●	●	●	○
				中種子町			●	●		○
				南種子町			●	●		○
				屋久島町			●	●	●	○
				鹿児島県気象台			●	●	●	○
	地域住民が安全に避難出来るよう、マイハザードマップ検討・作成の支援	平成30年度から実施	西之表市			●	●	●	○	
		平成31年度から実施	中種子町				●	●	○	
		平成31年度から実施	南種子町				●	●	○	
		平成31年度から実施	屋久島町				●	●	○	
	地域住民が安全に避難出来るよう、地区防災計画の推進・支援	平成30年度から実施	西之表市			●	●	●	○	
	自主防災組織等への支援	自主防災組織支援、水防災教育等の講師・アドバイザー育成・支援	引き続き実施	鹿児島県	●	●	●	●	●	○
			平成30年度から実施	西之表市			●	●		○
平成31年度から実施			中種子町				●		○	
平成31年度から実施			南種子町				●		○	
平成30年度から実施			屋久島町			●	●		○	
平成30年度から実施			鹿児島県気象台			●	●	●	○	
災害時に迅速な避難が出来るよう、地域の防災リーダー育成や自主防災組織の育成・強化・支援		引き続き実施	鹿児島県	●	●	●	●	●	○	
		引き続き実施	西之表市	●	●	●	●	●	○	
		引き続き実施	中種子町	●	●	●	●		○	
		平成31年度から実施	南種子町				●		○	
		平成30年度から実施	屋久島町			●	●	●	○	
		平成30年度から実施	鹿児島県気象台			●	●	●	○	

水防災意識社会再構築協議会(熊毛地域) 取組状況及び今後について(令和3年2月時点)

施策番号	実施内容	主な取組内容	目標時期	関係機関名	実施済●・実施予定年○						項目番号 課題番号
					H29.3以前	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末	R3年度以降	
◆ソフト対策の主な取組内容③	関係機関及び地域住民と実施する訓練等	防災技術力向上と各構成機関の連携強化を目的とした防災訓練や勉強会の実施	引き続き実施	鹿児島県	●	●	●	●	●	○	C M
			引き続き実施	西之表市	●	●	●	●	●	○	
			引き続き実施	中種子町	●	●	●	●		○	
			平成30年度から実施	南種子町			●	●	●	○	
			平成30年度から実施	屋久島町			●	●	●	○	
			平成30年度から実施	鹿児島県气象台			●	●	●	○	
		災害時に迅速な避難誘導が出来るよう、各構成機関と自主防災組織等が連携した要配慮者等の避難訓練の実施	引き続き実施	鹿児島県	●	●	●	●	●	○	I N
			平成30年度から実施	西之表市			●	●	●	○	
			引き続き実施	中種子町	●	●	●	●		○	
			平成30年度から実施	南種子町			●	●	●	○	
			平成31年度から実施	屋久島町				●		○	
			平成30年度から実施	鹿児島県气象台			●	●	●	○	
	要配慮者利用施設等避難訓練の促進	平成30年度から実施	西之表市				●	●	○	P	
		引き続き実施	南種子町		●	●	●	●	○		
		平成31年度から実施	屋久島町				●	●	○		
	適切な水防団(消防団)人員の確保	引き続き実施	西之表市	●	●	●	●	●	○	M	
		引き続き実施	中種子町	●	●	●	●	●	○		
		引き続き実施	南種子町	●	●	●	●	●	○		
		引き続き実施	屋久島町	●	●	●	●	●	○		
	地元建設業等と連携した水防活動の実施	引き続き実施	鹿児島県	●	●	●	●	●	○	M	
		引き続き実施	西之表市	●	●	●	●	●	○		
		引き続き実施	南種子町	●	●	●	●	●	○		
		平成31年度から実施	屋久島町				●		○		
	確実な水防活動への支援	引き続き実施	鹿児島県	●	●	●	●	●	○	O Q	
引き続き実施		西之表市	●	●	●	●	●	○			
引き続き実施		中種子町	●	●	●	●	●	○			
引き続き実施		南種子町	●	●	●	●	●	○			
引き続き実施		屋久島町	●	●	●	●	●	○			
堤防の変状等河川巡視結果の情報共有の推進	引き続き実施	鹿児島県	●	●	●	●	●	○	L		
	平成30年度から実施	西之表市			●	●	●	○			
	平成31年度から実施	中種子町				●		○			
	引き続き実施	南種子町	●	●	●	●	●	○			
	平成30年度から実施	屋久島町	●	●	●	●	●	○			

## 土砂災害に係る防災教育及び防災訓練の実施事例（南種子町島間小）

### 土砂災害に係る防災教育及び避難訓練の実施

- 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設（市町村の地域防災計画に位置づけられた施設）は、避難確保計画作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。
- 令和3年1月9日に、南種子町の島間小学校において、砂防読本の出前講座と併せて、土石流を想定した避難訓練を実施した。



出前講座（模型実験）の状況



避難訓練の状況



## 令和2年度 減災に係る取組方針 代表取組事例（鹿児島地方気象台）

地域の防災力向上を目指し、自治体との連携をさらに強化する取り組みの一環として、市町村における防災気象情報を効果的に活用いただくことを目的に、令和2年11月6日「気象防災研修会」を開催した。

### 近年の大雨の特徴

最近、雨の降り方が変わってきていると感じませんか？  
報道などでも「記録更新」や「史上最強」といった言葉をよく耳にします。

**大雨**

- 限られた地域で大雨
- 同じ場所に降り続く
- 甚大な被害が発生

**局地化**

**集中化**

**激甚化**

**台風**

- 強い勢力を維持したまま日本列島に近づく傾向

災害への対応において、これまでの想定や常識が通用しない事態に…  
→「新たなステージ」に入ったとの認識で、国をあげて対応を策定

**防災気象情報も新たなステージに適合するよう改善**

(補) 降雨の局所化・激甚化・集中化が進み、都市型災害が増加する一方で、世界的に高温や干ばつも発生するなど、気候の極端化が進んでいます。

※「新たなステージ」  
海唇部の移行により、激甚される暴風雨の降り方が現実に起きており、明らかに雨の降り方が変化している等の状況

### 【場面1】解説

① どのような避難情報を、どの地域に対して発令すべきか？

**■ 流域雨量指数の子測値確認**

流域	雨量	指数	発令
鹿児島	100	高	発令
宮崎	80	中	発令
福岡	60	低	発令

【注】流域雨量指数は、流域雨量と流域面積の比で算出される。流域雨量が大きいほど、流域面積が小さいほど、指数が高くなる。

**■ 高解像度降水ナウキャストや降水水回り予測等による予兆確認**

【注】高解像度降水ナウキャストは、降水の発生時刻と強度を高精度で予測できる。降水水回り予測は、降水の発生時刻と強度を高精度で予測できる。

【内部関係のガイドライン避難情報発令判断基準】

- 「その地域別の水害が顕著な大雨の発生が、高解像度降水ナウキャストや降水水回り予測等による予兆確認により、流域雨量指数が100以上ある場合、流域雨量指数が80以上ある場合において、「警戒レベル4、避難指示」を発令することとする。流域雨量指数が60以上ある場合、流域雨量指数が40以上ある場合において、「警戒レベル4、避難指示」を発令することとする。
- 「流域雨量指数が100以上ある場合、流域雨量指数が80以上ある場合において、「警戒レベル4、避難指示」を発令することとする。流域雨量指数が60以上ある場合、流域雨量指数が40以上ある場合において、「警戒レベル4、避難指示」を発令することとする。

【注】流域雨量指数が100以上ある場合、流域雨量指数が80以上ある場合において、「警戒レベル4、避難指示」を発令することとする。流域雨量指数が60以上ある場合、流域雨量指数が40以上ある場合において、「警戒レベル4、避難指示」を発令することとする。

# 南種子町防災点検

- ◇ 消防組合及び消防団と合同での防災点検を実施
- ◇ 町道・河川・ため池等の点検の実施

## 【訓練の概要】

1. 開催日時: 令和2年5月22日(金)  
9時～12時
2. 開催機関: 行政、消防組合、消防団、警察
3. 訓練参加者: 18人
4. 主な内容  
・町内10カ所を選定し、各現場において主管課担当より状況を説明



準用河川東馬渡川での点検状況（荃永地区）

屋久島町内小学校における防災教育へのリモート参加について

日時：①令和2年10月1日（木）  
②令和2年10月12日（月）

内容：①防災について子どもたちから、町防災担当にインタビュー  
②子どもたちが考える防災バッグへのアドバイス



町内小学校の防災に関する授業に町防災担当2名が参加しました。  
内容は上記のとおりで、2日間にわけて行われました。今回は新型コロナウイルス感染症対策として対面ではなく、Zoomでのリモート参加となりました。

← 写真は授業の様子



授業の直近には特別警報級の勢力となった台風10号が接近したこともあり、子どもたちから積極的な質問が寄せられました。（質問は別紙のとおりです。）  
また、子どもたちは今回授業で聞いたことを家族に伝え、次に台風が来たときどうするかを話し合ったとのことでした。

写真はインタビューの様子 →



災害発生の危険性が高まり、避難が必要になったときに持っていく防災バッグについて、子どもたちなりに持ち物を考え、必要だと考える理由について意見を聞きました。

その後、防災担当よりアドバイスを行い、持っていくとしていたものが本当に必要なか考えていました。

← 写真は子供たちがマイバッグを発表している様子



## 【参考】要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化

- 要配慮者利用施設とは、「社会福祉施設、学校、医療機関その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」とされている。（水防法・土砂災害防止法）
- 例えば、有料老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、保育所等の社会福祉施設や病院等の医療施設、幼稚園、小学校等の学校が想定される。

### 水防法関係

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定した**洪水予報河川・水位周知河川等の浸水想定区域内に立地し、市町村防災会議等が作成する市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象。**

市町村地域防災計画に位置付けられている要配慮者利用施設の数	31,208
避難確保計画の作成施設数	716
うち、計画に基づく避難訓練の実施施設数	237
うち、自衛水防組織設置数	352

（平成28年3月31日時点）

### 土砂法関係

- 都道府県知事が指定した**土砂災害警戒区域内に立地し、市町村防災会議等が作成する市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象。**

市町村地域防災計画に位置付けられている要配慮者利用施設の数	7,325
うち、避難確保計画の作成施設数（自主的取組）	1,292
うち、避難訓練の実施施設数（自主的取組）	569

（平成28年3月31日時点）

国土交通省HPより抜粋

## 要配慮者利用施設に係る連携強化及び土砂法改正について

都道府県・市町村の担当者の皆さまへ **自治体向けパンフレット**

### 土砂災害防止法の改正

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

**ポイント** 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設<sup>※</sup>の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。



### 1 避難確保計画作成の支援

- 「避難確保計画」とは、土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の**円滑かつ迅速な避難の確保**を図るために必要な事項を定めた計画です。
  - ▶ 防災体制 ▶ 避難経路 ▶ 避難の開始 ▶ 防災教育及び訓練の実施
  - ▶ そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 に対する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等が**主体的に作成**することが重要です。
  - ▶ 施設管理者等に避難確保計画の重要性を認識してもらうため、市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、**土砂災害の危険性を説明**するなど、**防災意識の向上**を図ることが望まれます。
  - ▶ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。

### 2 避難確保計画の確認

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
  - ▶ 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、厚生労働省・国土交通省作成の**点検マニュアル**等を参考に、**市町村等の関係部局が連携して内容を確認**し、必要に応じて助言等を行います。

### 3 避難確保計画を作成していない場合の指示・公表

- 市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示**を行い、正当な理由がなく**その指示に従わなかったときは、その旨を公表**することができるとなっています。
  - ▶ 避難確保計画が実効性あるものとするためには施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際は、施設管理者等に対して**避難確保計画の必要性**について丁寧な説明**を行うことが望まれます。

### 4 避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**する必要があります。
  - ▶ 要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。
  - ▶ ハザードマップ等の活用のほか、土石流が流れてくると予想される区画や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、**土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施**されることが重要であり、**都道府県及び市町村は、このような避難訓練が実施されるよう促進**することが望まれます。



